

京都市訓令甲第 22 号

序 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第1条の表岡田副市長の項中「財政部」を「財政室」に、「資産活用推進室」を「資産イノベーション推進室、管財契約部」に改め、同表村上副市長の項を削り、同表鈴木副市長の項を次のように改める。

鈴木副市長	行財政局（防災危機管理室，財政室，資産イノベーション推進室，管財契約部及び税務部に限る。），都市計画局，建設局，会計室，消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務
吉田副市長	文化市民局，保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，区役所，区役所支所及び上下水道局に属する事務並びに教育委員会，選挙管理委員会及び監査委員に関する事務

第2条第1項中「，文化を基軸とした市政運営に関する事務は村上副市長が，財政改革」を削り，「国際化推進」を「国際交流・共生推進」に改め，「鈴木副市長が」の右に「，文化を基軸とした市政運営に関する事務は吉田副市長が」を加える。

第3条中「財政基盤」を「行財政」に改め，「確立」の右に「，デジタル化の推進，新型コロナウイルス感染症に係る対策」を加える。

附 則

この訓令は，令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)